

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	子ども青少年局	子ども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		1	目		
歳出予算科目	母子父子寡婦福祉資金	会計	1	款	1	項
事業名称	母子父子福祉資金貸付金		1	目		

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	貸付金収入	市債	一般財源
令和4年度	250,311			250,311		0
補助事業 単独事業						0
令和3年度	292,761			292,761		0
増△減	△ 42,450	0	0	△ 42,450	0	0

歳出		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算	事業費	425,630	371,224	326,742	292,761	292,761	292,761
	市債+一般財源	0	0	0	0	0	0
決算	事業費	242,633	216,070	173,118			
	市債+一般財源	0	0	0			

事業概要	母子世帯及び父子世帯に修学資金などの12種の資金を貸付けることで、母子世帯及び父子世帯の経済的自立を支援する。																									
事業開始年度	昭和28年度																									
根拠法令・方針決裁等	国：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日 法律第129号） 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年7月1日 政令第224号）																									
事業目的・効果（必要性）	<p>【事業の目的・必要性】</p> <p>母子及び父子に必要な資金を貸し付けることにより、母子世帯及び父子世帯の経済的自立を図るとともに、扶養されている児童の健全な育成を促す。</p> <p>【令和4年度実施内容及期待される効果】</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子世帯及び父子世帯に修学資金などの12種の資金を貸付け、上記の目的を推進する。</p>																									
根拠・データ等	<p>【実績及び今後見込み】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度実績</th> <th>令和元年度実績</th> <th>令和2年度実績</th> <th>令和3年度見込</th> <th>令和4年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額（千円）</td> <td>242,633</td> <td>216,070</td> <td>173,118</td> <td>292,761</td> <td>250,311</td> </tr> <tr> <td>件数（件）</td> <td>487</td> <td>426</td> <td>337</td> <td>626</td> <td>531</td> </tr> </tbody> </table>									平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	金額（千円）	242,633	216,070	173,118	292,761	250,311	件数（件）	487	426	337	626	531
	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込																					
金額（千円）	242,633	216,070	173,118	292,761	250,311																					
件数（件）	487	426	337	626	531																					
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																		
貸付額実績	単位	目標	371,224	326,742	292,761	250,311	250,311	250,311																		
	千円	実績	216,070	173,118																						
	単位	目標																								
		実績																								
	単位	目標																								
		実績																								
事業スケジュール	<p>年間を通して申請を受け、決定し、貸し付ける。</p> <p>【近年の制度の主な変遷】</p> <p>平成21年度 技能習得資金、修業資金、生活資金（技能修得期間中）の貸付期間を3年以内から5年以内に延長 平成26年度 父子福祉資金を創設し父子家庭へ対象を拡大 平成30年度 大学院に就学するために必要な経費を貸付対象に含める</p>																									

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	母子父子福祉資金貸付金	250,311	292,761	▲ 42,450
	細事業合計	250,311	292,761	▲ 42,450	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	子ども家庭係
	奥津 正仁	熊倉 賢太郎	田邊 尚子

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	子ども青少年局	子ども家庭課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	□ 施設等整備費 ■ その他					
歳出予算科目	母子父子寡婦福祉資金	会計	1	款	1	項
事業名称	寡婦福祉資金貸付金		2	目		

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	貸付金収入	市債	一般財源
令和4年度	13,561			13,561		0
補助事業						0
単独事業						0
令和3年度	14,935			14,935		0
増△減	△ 1,374	0	0	△ 1,374	0	0

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	21,014	18,131	16,007	13,561	13,561	13,561
市債+一般財源	0	0	0	0	0	0
事業費	9,563	8,737	8,578			
市債+一般財源	0	0	0			

事業概要	寡婦世帯に修学資金などの12種の資金を貸付けることで、寡婦世帯の経済的自立を支援する。																								
事業開始年度	昭和28年度																								
根拠法令・方針決裁等	国：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日 法律第129号） 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年7月1日 政令第224号）																								
事業目的・効果（必要性）	<p>【事業の目的・必要性】</p> <p>寡婦に必要な資金を貸し付けることにより、寡婦の経済的自立を図るとともに、扶養されている子の健全な育成を促す。 ※寡婦：配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの。</p> <p>【令和4年度実施内容と期待される効果】</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、寡婦に修学資金などの12種の資金を貸付け、上記の目的を推進する。</p>																								
根拠・データ等	<p>【実績及び今後見込み】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度実績</th> <th>令和2年度実績</th> <th>令和3年度見込</th> <th>令和4年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額（千円）</td> <td style="text-align: right;">9,563</td> <td style="text-align: right;">8,737</td> <td style="text-align: right;">8,578</td> <td style="text-align: right;">14,935</td> <td style="text-align: right;">13,561</td> </tr> <tr> <td>件数（件）</td> <td style="text-align: right;">16</td> <td style="text-align: right;">14</td> <td style="text-align: right;">13</td> <td style="text-align: right;">27</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> </tbody> </table>								平成30年度	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	金額（千円）	9,563	8,737	8,578	14,935	13,561	件数（件）	16	14	13	27	26
	平成30年度	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込																				
金額（千円）	9,563	8,737	8,578	14,935	13,561																				
件数（件）	16	14	13	27	26																				
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																	
貸付額	単位	目標	18,131	16,007	14,935	13,561	13,561	13,561																	
	千円	実績	8,737	8,578	/	/	/	/																	
	単位	目標																							
		実績																							
	単位	目標																							
		実績																							
事業スケジュール	<p>年間を通して申請を受け、決定し、貸し付ける。</p> <p>【近年の制度の主な変遷】</p> <p>平成21年度 技能習得資金、修業資金、生活資金（技能修得期間中）の貸付期間を3年以内から5年以内に延長 平成30年度 大学院に就学するために必要な経費を貸付対象に含める</p>																								

(単位：千円)

細事業（事業内訳）	細事業名称	4年度	3年度	差引（増減）	増減説明
	①	寡婦福祉資金貸付金	13,561	14,935	▲ 1,374
	細事業合計	13,561	14,935	▲ 1,374	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	奥津 正仁	係長	熊倉 賢太郎	子ども家庭係	田邊 尚子
--------------------	----	-------	----	--------	--------	-------

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	母子父子寡婦福祉資金 会計	1 款	2 項	1 目		
事業名称	母子父子寡婦福祉資金事務費					

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	貸付金収入	市債	一般財源
令和4年度	31,153			34	357		30,762
補助事業 単独事業							0
令和3年度	31,016			26	228		30,762
増△減	137	0	0	8	129	0	0

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市債+一般財源	27,794	27,794	37,029		30,741	30,741	30,741	
決算 事業費	21,911	22,166	35,660					
市債+一般財源	21,664	21,913	35,277					

事業概要	母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還の事務の執行を行う。																																											
事業開始年度	昭和28年度																																											
根拠法令・方針決裁等	母子及び父子並びに寡婦福祉法																																											
事業目的・効果 (必要性)	母子世帯及び父子世帯並びに寡婦世帯に対して、子の高校や大学等への就学時に必要となる就学準備資金や修学資金、また家計の担い手等への技能習得資金をはじめ、世帯のライフステージに応じて一時的に必要な資金を貸し付けることにより、母子世帯及び父子世帯並びに寡婦世帯の経済的自立を図るとともに、扶養されている児童の健全な育成を支援する母子父子寡婦福祉資金貸付金事業について、事務の円滑な運営を行う。 また資金の貸付を受けた世帯について、返済期限を迎えた資金の返済に関する勧奨や、滞納した資金の督促を行う。																																											
根拠・データ等	【貸付実績及び見込み】 (母子及び父子) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度実績</th> <th>令和元年度実績</th> <th>令和2年度実績</th> <th>令和3年度見込</th> <th>令和4年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>242,633</td> <td>216,070</td> <td>173,118</td> <td>292,761</td> <td>250,311</td> </tr> <tr> <td>件数(件)</td> <td>487</td> <td>426</td> <td>337</td> <td>626</td> <td>531</td> </tr> <tr> <td>(寡婦)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>9,563</td> <td>8,737</td> <td>16,007</td> <td>14,935</td> <td>13,561</td> </tr> <tr> <td>件数(件)</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>27</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>									平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	金額(千円)	242,633	216,070	173,118	292,761	250,311	件数(件)	487	426	337	626	531	(寡婦)						金額(千円)	9,563	8,737	16,007	14,935	13,561	件数(件)	16	14	13	27	26
	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込																																							
金額(千円)	242,633	216,070	173,118	292,761	250,311																																							
件数(件)	487	426	337	626	531																																							
(寡婦)																																												
金額(千円)	9,563	8,737	16,007	14,935	13,561																																							
件数(件)	16	14	13	27	26																																							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																																				
滞納額残額	単位	目標	14.0	12.6	10.9	10.2	9.5	8.9	8.3																																			
	億円	実績	13.9	12.0																																								
	単位	目標																																										
	実績																																											
	単位	目標																																										
	実績																																											
事業スケジュール	【年間】 各種資金の貸付及び償還指導員による架電納付折衝 【滞納に関する個別対策】 7月・12月・2月：電話納付案内センターからの納付案内 10月～：弁護士への委任による徴収 6月・11月：催告状・償還状況のお知らせの送付																																											

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	母子父子寡婦福祉資金事務費	31,153	31,016	137
細事業合計		31,153	31,016	137	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	こども家庭係
	奥津 正仁	熊倉 賢太郎	山香 真人

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	子ども青少年局	子ども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	母子父子寡婦福祉資金	会計	1	款	3	項
事業名称	公債費元金（国への償還）					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	貸付金収入	市債	一般財源
令和4年度	402,436			402,436		0
補助事業						0
単独事業						0
令和3年度	527,662			527,662		0
増△減	△ 125,226	0	0	△ 125,226	0	0

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	0	148,257	424,698	402,436	402,436	402,436
市債+一般財源	0	0	0	0	0	0
事業費	0	148,257	424,697			
市債+一般財源	0	0	0			

事業概要	前々年度の剰余金が国の定める基準額を超過したため、超過額の一部を国に償還する。
事業開始年度	昭和28年度

根拠法令・方針決裁等	国：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日 法律第129号） 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年7月1日 政令第224号）
------------	---

事業目的・効果 (必要性)	前々年度の剰余金が国の定める基準額を超過した場合、超過額の一部を国に償還する必要がある。 令和2年度の剰余金が基準額を超過したため、必要額を国へ償還する。
------------------	--

根拠・データ等	【繰入実績及び今後見込み】				
		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込
	国の基準額	531,392千円	483,221千円	434,179千円	373,264千円
	前々年度剰余金	753,609千円	1,119,783千円	1,225,070千円	986,108千円
	基準超過額	222,216千円	636,563千円	790,891千円	612,845千円
	拠出額	73,960千円	211,866千円	263,231千円	210,409千円

事業指標		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	単位	目標							
		実績							
	単位	目標							
		実績							
	単位	目標							
		実績							

事業スケジュール	会計年度中に執行 【近年の貸付金制度の主な変遷】 平成21年度 技能習得資金、修業資金、生活資金（技能修得期間中）の貸付期間を3年以内から5年以内に延長 平成26年度 父子福祉資金を創設し父子家庭へ対象を拡大 平成30年度 大学院に就学するために必要な経費を貸付対象に含める
----------	---

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	公債費元金（国への償還）		402,436	527,662	▲ 125,226
	細事業合計		402,436	527,662	▲ 125,226	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 奥津 正仁	係長 熊倉 賢太郎	子ども家庭係 田邊 尚子
--------------------	-------------	--------------	-----------------

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	子ども青少年局	子ども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	母子父子寡婦福祉資金	会計	1	款	4	項
事業名称	一般会計繰出金		1	目		

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	貸付金収入	市債	一般財源
令和4年度	210,409			210,409		0
補助事業 単独事業						0
令和3年度	263,231			263,231		0
増△減	△ 52,822	0	0	△ 52,822	0	0

歳出	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
		事業費	市債+一般財源	事業費	市債+一般財源			
予算	0	73,960	0	211,866	0	210,409	210,409	210,409
決算	0	73,960	0	211,865	0	0	0	0

事業概要	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業において、前々年度に貸付金額を上回って償還された剰余金について、国の定める基準額を超過した分については国への償還が必要となるが、そのうち一部は一般会計へ繰り入れることが可能であるため、その相当額を特別会計から一般会計へ拠出する。
------	---

事業開始年度	昭和28年度
--------	--------

根拠法令・方針決裁等	国：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日 法律第129号） 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年7月1日 政令第224号）
------------	---

事業目的・効果 (必要性)	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業において、前々年度に貸付金額を上回って償還された剰余金について、国の定める基準額を超過した分については国への償還が必要となるが、そのうち一部は一般会計へ繰り入れることが可能である。 令和2年度実績において剰余金が生じたため、繰入可能額について特別会計から一般会計へ拠出し、一般会計の原資の一部とする。
------------------	--

根拠・データ等	【 繰入実績及び今後見込み 】				
		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込
	国の基準額	531,392千円	483,221千円	434,179千円	373,264千円
	前々年度剰余金	753,609千円	1,119,783千円	1,225,070千円	986,108千円
	基準超過額	222,216千円	636,563千円	790,891千円	612,845千円
	拠出額	73,960千円	211,866千円	263,231千円	210,409千円

事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						

事業スケジュール	会計年度中に執行 【近年の貸付金制度の主な変遷】 平成21年度 技能習得資金、修業資金、生活資金（技能修得期間中）の貸付期間を3年以内から5年以内に延長 平成26年度 父子福祉資金を創設し父子家庭へ対象を拡大 平成30年度 大学院に就学するために必要な経費を貸付対象に含める
----------	---

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	繰出金	210,409	263,231	▲ 52,822	国の基準に対する超過額の減による減
細事業合計		210,409	263,231	▲ 52,822		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 奥津 正仁	係長 熊倉 賢太郎	子ども家庭係 田邊 尚子
--------------------	-------------	--------------	-----------------